

**「令和3年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針」  
及び「指定補助金等の交付等に関する指針」について**

---

令和3年6月

内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）



# 新たな日本版SBIR制度（中小企業技術革新制度）の運用に向けての閣議決定について

先般改正された科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（本年4月1日施行）第34条の8及び第34条の11に基づき、「令和3年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針」及び「指定補助金等の交付等に関する指針」を作成し、閣議決定するもの。

## 新制度の概要と閣議決定の項目

### 1. 制度目的・実施体制の見直し

○科技イノベ活性化法へ根拠規定を移管。制度目的をイノベーション創出とし、内閣府を司令塔とした省庁横断の取組を強化

### 2. スタートアップ等への予算の支出機会の増大 令和3年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針(閣議決定(案))

#### ○支出目標の設定

- ・ スタートアップ等への支出機会の増大を図るため、研究開発の特性等を踏まえつつ、各省の特定の研究開発予算（特定新技術補助金等）の一定割合の金額がスタートアップ等へ支出されるよう、支出目標を設定。

### 3. 各府省統一的な運用と社会実装の促進 指定補助金等の交付等に関する指針(閣議決定(案))

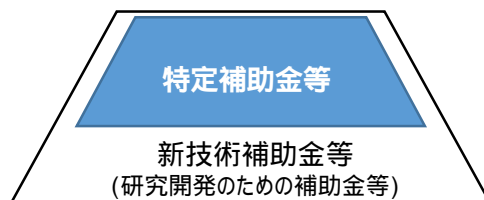
#### ○公募・執行に関する統一的なルール

- ・ 各省の指定の補助金等（指定補助金等）の統一的なルールとして、  
政策ニーズに基づく研究開発課題の提示、  
段階的に選抜しながらの連続的支援、  
プログラスマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援、  
スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化などを検討。

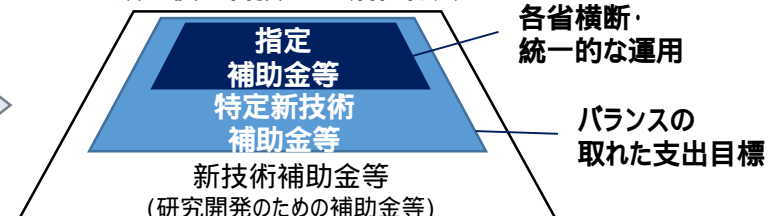
#### ○研究開発成果の社会実装のため、随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施

この他、政府調達での入札資格の特例や、SBIR特設サイトでの採択企業紹介等。

< 改正前 > 中小企業等経営強化法



< 改正後 > 科技イノベ活性化法



# 閣議決定（支出の目標等に関する方針・指定補助金等に関する指針）の概要

## 令和3年度 特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針（案）

研究開発型スタートアップ等（スタートアップ、中小企業、研究成果の事業化を目指す研究者等）に支出可能な補助金等の目標設定と支出の増大を図るための措置等を規定。

### 【支出の目標】

**研究開発型スタートアップ等への支出 537億円**

（参考）旧制度（令和2年度）の支出の目標 463億円

### 【支出機会の増大を図るための措置】

- 公募の予見可能性・利便性の向上
- 申請手続の簡素化・標準化
- 対象経費・執行の柔軟化・弾力化
- 外部評価の活用
- 情報提供の強化
- スタートアップ・エコシステム拠点都市との連携 等

### 【事業活動の支援において配慮すべき事項】

- 公共調達における受注機会の確保 等

## 指定補助金等の交付等に関する指針（案）

各府省庁が統一的なルールで運用する指定補助金に関する基準や交付の方法等を規定。

### 【指定補助金等の基準に関する事項】

- 交付対象（研究開発型スタートアップ等）
- **研究開発課題の設定**
- **多段階選抜方式の実施**
- **プログラスマネージャーの配置**

### 【指定補助金等の交付の方法に関する事項】

- 指定補助金等の名称
- 多段階選抜方式の事業期間・事業規模
- プログラスマネージャーの能力と役割
- 申請手続の簡素化、執行の柔軟化
- 普及活動の推進 等

### 【事業化の支援において配慮すべき事項】

- 入札参加機会の拡大、**公共調達の実施**（随意契約）、メインコントラクターとのマッチング 等